

iDeCo

本資料は、金融経済教育推進機構(J-FLEC)が作成したものです。本資料は、中立・公正な立場から金融リテラシー・マップに沿った金融経済教育を実施することを目的としており、特定の金融商品の勧誘を意図しておりません。J-FLECは、インターネットを通じて提供されている情報を含め、信頼性が高いとみなされる情報等に基づいて本資料を作成しております。しかしながら、当該情報が正確である事を保証するものではありません。また、当該意見・見通しは、将来予告なしに変更される事があります。ご使用にあたっては、「[講師派遣で使用する教材の公開について](#)（「一般の方のご利用について」）」をご確認ください。（上記リンクをクリックあるいは下記二次元コードを読み取りいただくと、J-FLEC HP(発表・広報)に遷移します）。

J-FLEC

金融経済教育推進機構



○ iDeCoは、『自分で決めた掛金額を積み立てながら、その掛金を自分で運用していくことで、将来に向けて資産形成を進める年金制度』です。

○ 積み立てた年金資産は『原則60歳から』受け取ることができます。

※万一、60歳前にお亡くなりになっても、ご遺族が死亡一時金を受け取ることができます。

自分で拠出

自分で決めた掛金額を拠出して積み立てていきます。

自分で運用

自分で選んだ運用商品（定期預金、保険商品、投資信託等）で掛金を運用し、老後の資金を準備します。

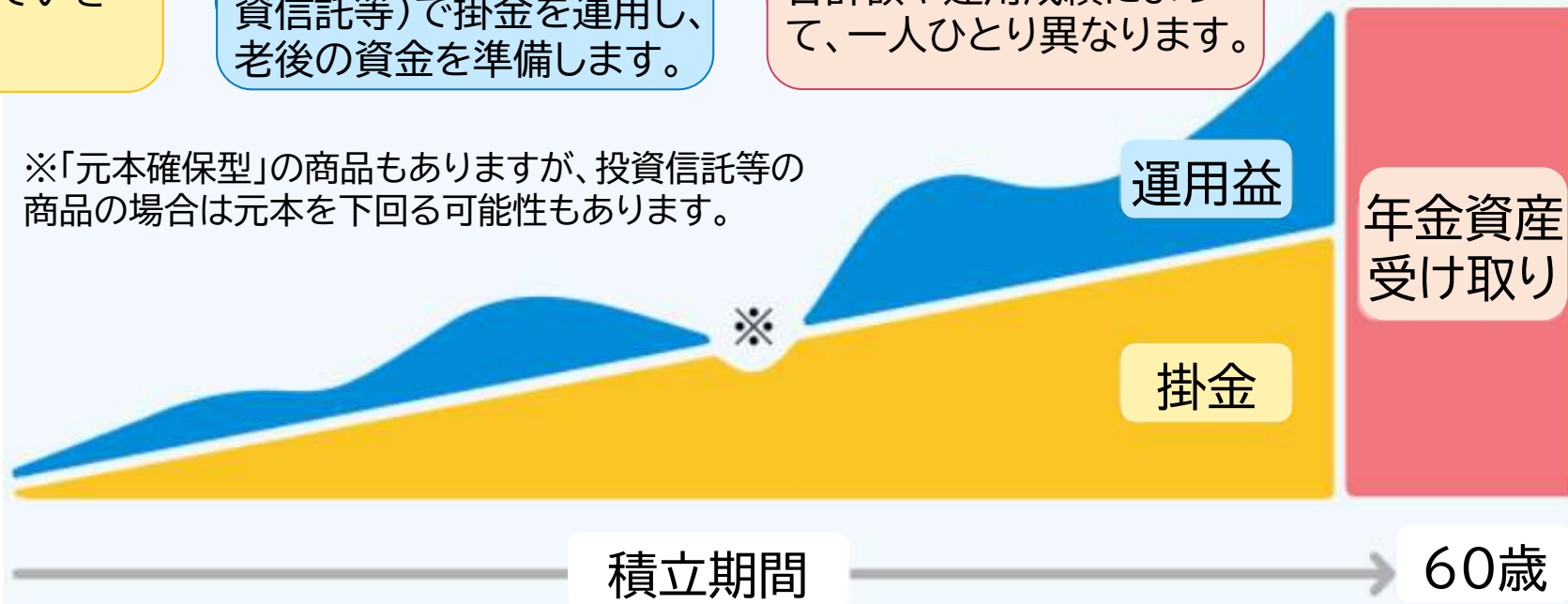
年金資産の受取

受取額は、拠出した掛金の合計額や運用成績によって、一人ひとり異なります。



iDeCo普及推進キャラクター「イデコちゃん」

※「元本確保型」の商品もありますが、投資信託等の商品の場合は元本を下回る可能性もあります。



積立期間

60歳



iDeCo 3つの税制優遇

通常、金融商品などを運用すると、掛金や運用益に税金がかかりますが、iDeCoは老後の資産形成を目的とした年金制度であるため、税制優遇措置が講じられています。





例えば、掛金が毎月1万円で、所得税(20%)・住民税(10%)の
税率の場合、年間36,000円、税が軽減されます。



**運用益も
非課税
で再投資**

iDeCoで運用
運用益は非課税で再投資

課税

iDeCo以外で運用 運用益に税金がかかる

通常、金融商品の運用益には税金（源泉分離課税20.315%）がかかりますが、iDeCoなら非課税※で再投資されます。

通常、金融商品の運用益には税金（源泉分離課税20.315%）がかかりますが、iDeCoなら非課税※で再投資されます。

※運用資産には、別途、特別法人税が課されますが、現在、課税が停止されています。



年金で受け取る場合には「公的年金等控除」、一時金で受け取る場合には「退職所得控除」が設けられています。



(第1号被保険者・
任意加入被保険者)
自営業者等



月額6.8万円
(年額81.6万円)
(国民年金基金また
は国民年金付加保
料との合算枠)

(第2号
被保険者)



会社員
・
公務員等



会社に企業年金がない
会社員

企業型DC*1のみに
加入している会社員

DB*2と企業型DCに
加入している会社員

DBのみに加入
している会社員

公務員

月額2.3万円
(年額27.6万円)

月額2.0万円
(年額24.0万円)

(第3号被保険者)
専業主婦(夫)



月額2.3万円
(年額27.6万円)

- 掛金とは、積み立てる金額のこと。月々5,000円から、1,000円単位で自分で決めることができます。
- 積み立てた年金資産は基本的に60歳になるまでは引き出せないため、自分が無理なく積み立てていける金額をよく考えて決める必要があります。※
- 掛金の限度額は、公的年金の加入区分や企業年金の加入等により、異なります。

※掛金額は、年1回見直しができます(手続きが必要です)。
※掛金の拠出を止めることはいつでもできます(手続きが必要です)。

【掛金の「月別指定(年単位)拠出」について】

iDeCoの掛金は、毎月同じ金額を拠出(積み立て)する以外に、掛金の拠出を1年の単位で考え、年1回以上、任意に決めた月にまとめて拠出(月別指定(年単位)拠出)することも可能です。

※「月別指定(年単位)拠出」の取扱いには、詳細なルールがあります。詳しくは各運営管理機関にお問い合わせください。

※企業型年金等にも加入する方(公務員の方を含む)は、月別指定(年単位)拠出を利用できません。

加入区分	加入対象となる方	加入対象とならない方
国民年金の第1号被保険者	20歳以上60歳未満の自営業者とその家族、フリーランス、学生など	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者年金の被保険者 ・ 国民年金の保険料納付を免除(一部免除を含む)されている方(但し、障害基礎年金を受給されている方などは加入できません)
国民年金の第2号被保険者	厚生年金の被保険者(会社員、公務員)※	<ul style="list-style-type: none"> ・ お勤め先で加入している企業型確定拠出年金の事業主掛金が拠出限度額の範囲内での各月拠出となっていない方 ・ マッチング拠出(加入者も掛金を任意で拠出)を導入している企業型確定拠出年金の加入者の方で、マッチング拠出を選択した方
国民年金の第3号被保険者	厚生年金の被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者	—
国民年金の任意加入被保険者	国民年金に任意で加入した方 <ul style="list-style-type: none"> ・ 60歳以上65歳未満で、国民年金の保険料の納付済期間が480月に達していない方 ・ 20歳以上65歳未満の海外居住者で、国民年金の保険料の納付済期間が480月に達していない方 	—

※65歳以上の厚生年金被保険者で加入期間が120月以上ある方は国民年金の第2号被保険者とはなりません。

ー 下記に該当する方は加入できません。

- ・ iDeCoの老齢給付金を受給(一括受け取りを含む)している/したことがある。
(企業型確定拠出年金の老齢給付金を受給している/したことがある方はiDeCoに加入できます。)
- ・ 老齢基礎年金の受給権がある。
- ・ 特別支給の老齢厚生年金を繰り上げ受給している。

iDeCo公式 加入希望者の方へ

検索

【iDeCoを始めるまでの4つのポイント】

- ①加入資格と掛金の上限を確かめる！
- ②資産運用の基礎を知る！
- ③運用商品の仕組みや特徴を知る！
- ④金融機関を選ぶ3つの着眼点！



- iDeCoの年金資産は、『**転職・退職した場合も、移換の手続きをとることで、持ち運びすること(ポータビリティ)ができます**』。
- 例えば、結婚して会社員から専業主婦/主夫になったり、転職して自営業に変わったりした場合に、引き続き「iDeCo」の加入者として掛金を拠出し、資産を運用することもできます。
- 必要な条件を満たす場合は、『**他の年金制度(確定給付企業年金、企業型確定拠出年金等)からの資産を引き継ぐこともできます**』。

<企業年金・個人年金制度間のポータビリティ>

		移換先の制度			
		DB等	企業型DC	iDeCo	
加入していた制度 移換前に	DB等	○※1,2	○※2	○※2	
	企業型DC	○※1	○	○	
	iDeCo	○※1	○	—	

会社員

専業主婦/主夫
自営業



※1 移換先の確定給付企業年金等の規約で資産移換を受けられる旨が定められている場合に資産移換可能。

※2 確定給付企業年金等からの移換は、本人からの申出により、脱退一時金相当額等又は残余財産を移換可能。



- 銀行や証券会社など、様々な運営管理機関がiDeCoを取り扱っていますが、選ぶことができるのは『1社のみ』です。
- 次の3つのポイントに気をつけて、よく比較検討しましょう。

運営管理機関を選ぶ3つのポイント

1. 運用商品

運営管理機関ごとに、運用商品ラインナップは異なります。ご自身の希望する運用商品があるか、それぞれのメリットを比較しましょう。

2. サービス

ホームページやコールセンター、書類のわかりやすさも大切です。掛金額や運用商品を選ぶ際に、説明や案内の方法が自分に合っているか確認しましょう。

3. 手数料

開設した口座にかかる毎月の管理手数料も、運営管理機関によって異なります。サービス内容と併せて検討しましょう。

iDeCo公式 運管一覧

検索

ご自身のニーズに合わせて運用する商品の配分や組み合わせ等を決めることができます。

受取額は運用成績によって変わります。

リスクを十分考慮した上で配分を決定しましょう。

※後から運用商品や配分を変更することもできます。

【リスクとリターンの関係】



- ◆ リターン(運用成果)を大きく求めると、リスク(運用成果の振れ幅)も大きくなります。
- ◆ リスクを小さくすることを求めると、リターンも小さくなります。

○iDeCoの利用には、『**手数料**』がかかります。

手数料の種類

機関	内容	金額
国民年金基金連合会	加入資格の管理、 掛金引落とし、 その他必要な事務費用	【新規に加入者の資格を取得または資産を移換した場合】 税込2,829円(初回のみ) 【加入者の場合】 掛金納付の都度:税込105円 掛金の還付が発生した場合: 税込1,048円
運営管理機関	口座管理、運用、 その他必要な事務費用	運営管理機関により異なる
事務委託先金融機関	積立金の管理、 給付に係る事務費用	事務委託先金融機関により異なる

※運用商品として投資信託を選んだ場合は、運用商品ごとに、信託報酬等の手数料がかかります。
また、手数料は変更される場合があります。



- iDeCoで積み立てた年金資産の受け取り方は、次の3通りから選ぶことができます。受け取り可能な年齢は、『原則60歳から』で、『通算加入者等期間』によって決まります。
- 通算加入者等期間が10年未満の場合は、受給開始可能年齢が繰り下げられます。

① 定期的に受け取る(年金)

5年から20年の間で期間を設定し、年金として定期的に受け取れます。

※運営管理機関によっては、終身年金として受け取れる商品もあります。

② 一括で受け取る(一時金)

75歳になるまでの間に、一時金として一括で受け取れます。

③ ①と②を組み合わせて受け取る

運営管理機関によっては、年金と一時金を組み合わせて受け取る方法を選べることもあります。加入前に確認してみましょう。

75歳までの間で自身で選択

受給開始可能年齢 通算加入者等期間に応じた	10年以上	→ 60歳
	8年以上10年未満	→ 61歳
	6年以上8年未満	→ 62歳
	4年以上6年未満	→ 63歳
	2年以上4年未満	→ 64歳
	1月以上2年未満	→ 65歳



1

運営管理機関のWebサイトやコールセンターへの相談で情報収集
興味のある運営管理機関に問い合わせてみましょう。
一部の運営管理機関では窓口でも相談できます。

2

運営管理機関を選んで、申込用紙などを入手
運営管理機関によっては、インターネットでの申し込みも可能
運営管理機関を選ぶポイント(スライドP9参照)を考慮しながら、
自分に合った運営管理機関を選びましょう。

3

掛金を決める
iDeCo公式サイトなどを参考に、自分の掛金限度額を調べてみましょう。
限度額の範囲内で、無理のない金額を設定することが大切です。

4



運用商品を選ぶ
商品の特征やリスクを十分に理解した上で、自分に合った運用商品を選びましょう。
後から運用商品を変更することもできます。

5

加入を申し込む
運営管理機関から送付された申込用紙に記入し、必要書類とともに提出しましょう。
※運営管理機関によってはインターネットでの申込ができます。

○iDeCoについては、制度の見直しが予定されています。

① 毎月の拠出限度額がアップ

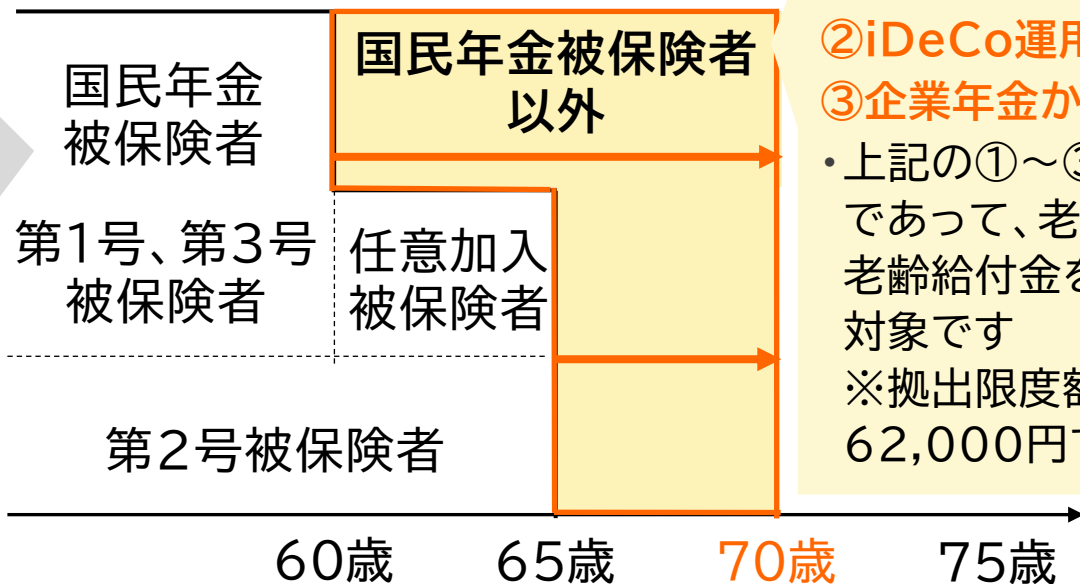
加入資格		拠出限度額(月額)	
<p>第1号被保険者 任意加入被保険者(自営業者など)</p> 		<p>68,000円</p> <p>国民年金基金と合わせて 68,000円が上限</p>	<p>75,000円</p> <p>国民年金基金と合わせて 75,000円が上限</p>
<p>第2号 被保険者 (会社員など)</p> 	<p>会社が企業年金を 実施していない 会社員</p>	<p>23,000円</p>	<p>62,000円</p> <p>企業年金と合わせて 62,000円が上限</p>
	<p>会社が企業年金を 実施している会社員</p>	<p>20,000円</p> <p>企業年金と合わせて 55,000円が上限</p>	

② 70歳まで掛金の拠出が可能に

働き方にかかわらず、**70歳になるまでiDeCoに加入し**、老後の資産を形成できるようになります。

【現在の加入要件】

- ・国民年金被保険者の方
- ・老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給していない方



【加入可能年齢の引き上げ要件】

- ① iDeCo加入者
 - ② iDeCo運用指図者
 - ③ 企業年金からiDeCoに移換する方
- ・上記の①～③いずれかに該当する方であって、老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給していない方等が対象です
 ※拠出限度額(月額)は原則62,000円です



※令和11年11月末までは、上記要件に該当しない60歳～70歳未満の方であっても、新たにiDeCoに加入することができます。
 (老齢基礎年金を受給している方等、一部の方は除きます。)



(第1号被保険者・
任意加入被保険者)
自営業者等



月額7.5万円
(年額90万円)
(国民年金基金また
は国民年金付加保
料との合算枠)

(第2号被
保険者)



会社員

・
公務員等



会社に企業年金がない
会社員

企業型DCのみに
加入している会社員

DBと企業型DCに
加入している会社員

DBのみに
加入している会社員

公務員

iDeCo・iDeCoプ
ラ
月額6.2万円
(年額74.4万円)

iDeCo・企業年金
等合計で月額6.2
万円
(年額74.4万円)

(第3号被保険者)
専業主婦(夫)



月額2.3万円
(年額27.6万円)

60歳以上70歳未満の国民年金被
保険者以外の者で、iDeCoを活用した
老後の資産形成を継続しようとする者

iDeCo・企業年金等
合計で月額6.2万円
(年額74.4万円)

○ 掛金とは、積み立てる金額のこと。月々5,000円から、1,000円単位で自分で決めることができます。

○ 積み立てた年金資産は基本的に60歳になるまでは引き出せないため、自分が無理なく積み立てていける金額をよく考えて決める必要があります。※

○ 掛金の限度額は、公的年金の加入区分や企業年金の加入等により、異なります。

※掛金額は、年1回見直しができます(手続きが必要です)。

※掛金の拠出を止めることはいつでもできます(手続きが必要です)。

【掛金の「月別指定(年単位)拠出」について】

iDeCoの掛金は、毎月同じ金額を拠出(積み立て)する以外に、掛金の拠出を1年の単位で考え、年1回以上、任意に決めた月にまとめて拠出(月別指定(年単位)拠出)することも可能です。

※「月別指定(年単位)拠出」の取扱いには、詳細なルールがあります。詳しくは各運営管理機関にお問い合わせください。

※企業型年金等にも加入する方(公務員の方を含む)は、月別指定(年単位)拠出を利用できません。



加入区分	加入対象となる方	加入対象とならない方
第1号加入者	20歳以上60歳未満の自営業者とその家族、フリーランス、学生など	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者年金の被保険者 ・ 国民年金の保険料納付を免除(一部免除を含む)されている方(但し、障害基礎年金を受給されている方などは加入できません)
第2号加入者	厚生年金の被保険者(会社員、公務員)※	<ul style="list-style-type: none"> ・ お勤め先で加入している企業型確定拠出年金の事業主掛金が拠出限度額の範囲内での各月拠出となっていない方 ・ マッチング拠出(加入者も掛金を任意で拠出)を導入している企業型確定拠出年金の加入者の方で、マッチング拠出を選択した方 ・ 老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給している方
第3号加入者	厚生年金の被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者	—
第4号加入者	国民年金に任意で加入した方 <ul style="list-style-type: none"> ・ 60歳以上65歳未満で、国民年金の保険料の納付済期間が480月に達していない方 ・ 20歳以上65歳未満の海外居住者で、国民年金の保険料の納付済期間が480月に達していない方 	—
第5号加入者	60歳以上70歳未満の国民年金被保険者以外の者で、iDeCoを活用した老後の資産形成を継続しようとする方であって、iDeCo加入者、iDeCo運用指図者、企業年金からiDeCoに資産を移換する者のいずれかに該当する方	<ul style="list-style-type: none"> ・ お勤め先で加入している企業型確定拠出年金の事業主掛金が拠出限度額の範囲内での各月拠出となっていない方 ・ マッチング拠出(加入者も掛金を任意で拠出)を導入している企業型確定拠出年金の加入者の方で、マッチング拠出を選択した方 ・ 老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給している方

※65歳以上の厚生年金被保険者で加入期間が120月以上ある方は国民年金の第2号被保険者とはなりません。



さらに詳しく知りたい方は、こちらもチェックしてデコ!



iDeCo公式サイト

www.ideco-koushiki.jp

イデコ公式

検索



制度についてのお問い合わせはイデコダイヤルへ



ハロー イデコ
0570-086-105

050で始まる電話でおかけになる場合は03-6731-9898

受付時間 平日9:00~17:00
(土・日・祝日、年末年始(12/29~1/3)は
ご利用いただけません)

※ご加入のお申し込みはできません。お申し込みは運営管理機関へ。

※このナビダイヤルは一般の固定電話からおかけになる場合は、全国どこからでも1分10円の通話料金がかかります。

また、携帯電話かからおかけになる場合は、全国どこからでも20秒10円の通話料金がかかります。

※03-6731-9898におかけになる場合は、通常の通話料がかかります。